

令和6年度

富田林市立藤沢台小学校

PTA総会

～書面開催～

令和6年度PTA総会式次第

- 1 … 令和5年度PTA活動報告 (P3~5)
- 2 … 令和5年度会計決算報告・会計監査報告 (P6)
- 3 … 令和6年度PTA事業計画案(P7)
- 4 … 令和6年度会計予算案(P8)
- 5 … 令和6年度PTA規約(P9~16)

令和5年度 実行委員会・本部年間活動

	実行委員会	本 部	
		内 部 活 動	外 部 活 動
4 月			
5 月		2 総会 9 PTA 本部役員引き継ぎ 23 役員会 PTA 保険案内配布	11 すこやかネットワーク役員会
6 月	30日 (第1回)		3 すこやかネットワーク役員会 14 令和5年度富田林PTA連絡協議会 総会(書面開催)
7 月		12 役員会	5 すこやかネットワーク役員会
8 月			3 令和5年度富田林PTA連絡協議会 総会(書面開催) 26 リボン通り祭り祭りビンゴ大会
9 月		14 役員会 PTA 組織および適正化における(書面開催)	8 すこやかネットワークふれあい祭り各 校PTA会長会議
10 月	2日 (第2回)	2 会計中間監査 29 運動会	11 すこやかネットワーク役員会
11 月		13 役員会 次年度PTA役員選出案内配布	18 すこやかネットワークふれあい祭り 22 第1回子育て部会
12 月		4 次年度PTA役員推薦・立候補者確 認 再次年度PTA役員選出案内配布 22 再次年度PTA役員推薦・立候補 者確認	
1 月		10 抽選による次年度本部役員候補 者選出	13 すこやかネットワーク役員会 25 第2回子育て部会
2 月		15 役員会	3 すこやかネットワーククリーン活動 22 藤沢台小学校学校協議会
3 月	7日 (第3回)		
4 月		学級委員選出アンケート集計 学級委員選出(先生くじ引き) 会計監査 委員説明会	
5 月		委員引継ぎ会 / 総会	

令和5年度委員会活動報告書（1年～3年）

	1年生委員会	2年生委員会	3年生委員会
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●安全パトロール管理 ●危険箇所看板の作製 ●危険箇所マップ作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全啓発品調査票提出 ●交通安全推進会議参加（書面開催） ●見守り隊お礼会議、街頭指導 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校制定品リサイクル回収・配布
5月	6 PTA総会 9 新旧引継ぎ	6 PTA総会 9 新旧引継ぎ	6 PTA総会 9 新旧引継ぎ 22 リサイクル用品準備
6月	4 校区探検 30 第1回実行委員会	30 第1回実行委員会	4 リサイクル用品配布 30 第1回実行委員会
7月	6 交通事故をなくす運動（外部活動）		
8月	24 校区の横断歩道塗り直し依頼（管轄部署）	29 街頭指導（交通安全見守り）	
9月		1 交通安全啓発品調査票を役所へ提出	27 リサイクル用品配布の手紙作成
10月	10 実行委員会 29 運動会（片付け・保護者誘導）	10 実行委員会 29 運動会（片付け・保護者誘導）	10 実行委員会 29 運動会（片付け・保護者誘導）
11月			
12月		22 交通安全推進委員会定例会議（書面開催）	18 リサイクル用品配布手紙作成
1月			
2月	4 危険箇所看板設置 12 危険箇所マップの作成、印刷 22 校内安全推進会議	22 見守り隊へのお礼会議	16 実行委員会（書面開催）
3月			30 リサイクル用品準備
4月		4 すこネットクリリーン活動	2 新1年生リサイクル用品配布
5月	7 実行委員会	7 実行委員会	7 実行委員会
6月			
7月			
8月		交通安全推進委員会定例会議（書面開催）	
9月		8 街頭指導（交通安全見守り）	
10月	委員説明会 委員引継ぎ	委員説明会 委員引継ぎ	委員説明会 委員引継ぎ

令和5年度委員会活動報告書（4年～6年）

	4年生委員会 (保健)	5年生委員会 (地区安全)	6年生委員会 (生活環境)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●給食試食会 ●学校保健委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全パトロール管理 ●こども110番プレート作成 ●リボン通り祭りビンゴ手伝い(中止) 	<ul style="list-style-type: none"> ●卒業準備
5月	6 PTA総会 9 新旧役員引き継ぎ 10 こども110番（1年生用お便り作成協力店見直し・協力店用文章作成） 19～下旬 協力店舗挨拶回り 30 実行委員会	6 PTA総会 9 新旧役員引き継ぎ 10 こども110番（1年生用お便り作成協力店見直し・協力店用文章作成） 19～下旬 協力店舗挨拶回り 30 実行委員会	6 PTA総会 9 新旧役員引き継ぎ
6月	30 実行委員会	30 実行委員会	30 実行委員会
7月			
8月		26 リボン通り祭り・ビンゴ大会	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 給食センターと給食試食会の日程調整 		
10月	2 実行委員会 29 運動会（片付け・保護者誘導） <ul style="list-style-type: none"> ・給食試食会のお知らせの手紙を作成、配布 ・試食会アンケートの作成 ・申込数集計、名簿作成 	2 実行委員会 29 運動会（片付け・保護者誘導）	2 実行委員会 29 運動会（片付け・保護者誘導）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・給食試食会 ・学校保健委員会 		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・給食試食会欠席者の参加費集金とセンターへの支払い 	22 校内安全推進会議出席	4・22 卒業記念品の選定・発注
1月			
2月			
3月	3 すこネットクリーン活動	3 すこネットクリーン活動	3 すこネットクリーン活動
4月		「安全パトロールバック回収のお願い」手紙作成・配布準備	5 寄せ書き準備 27 花東発注
5月	7 実行委員会	5 パトロールバック返却確認・バック交換の為発注 7 実行委員会 新年度安全パトロールバック配布準備名簿作成	7 実行委員会 7 卒業記念品梱包・寄せ書き作成 15 卒業式
6月			
7月			
8月			
9月	委員説明会 委員引継ぎ会	委員説明会 委員引継ぎ会	委員説明会 委員引継ぎ会

令和5年度

富田林市立藤沢台小学校PTA会計決算報告

富田林市立藤沢台小学校PTA 会長 榎村

律子



会計 岸田 真友



収入の部

款	予算額	収入額	過不足額	備考
会費	1,415,700	1,414,200	-1,500	300円×471口＝141300円
雑収入	1,000	707	-293	利子
前年度繰越金	2,278,137	2,278,137	0	
合計	3,694,837	3,693,044	-1,793	

支出の部

款	項目	予算額	支出額	差引	備考	
活動費	会議費	20,000		20,000		
	事務費	150,000	16,550	133,450	事務用品等	
	事務機器費	100,000	45,799	54,201	シュレッダー・コンプレッサー	
	芝生管理費	50,000	0	50,000		
	PTA保険費	80,000	55,045	24,955	損害・賠償責任保険	
	分租金	連P分租金	17,500	17,460	40	市PTA連絡協議会会費
		すこネット協力金	10,000	10,000	0	事業協力金
		本部事業費	350,000	109,340	240,660	卒業証書ファイル・ふれあい祭り他
		地区安全費	30,000	2,000	28,000	子供110番プレート
		文化費	20,000	7,091	12,909	ふれあい祭り景品代
事業費	広報費	101,000	0	101,000		
	生活環境費	100,000	54,546	45,454	カーテン	
	保健費	20,000	0	20,000		
	学級活動費	223,000	197,123	25,877	卒業記念品・進級祝い品 他	
	慶弔費	100,000	0	100,000		
	予備費	50,000	0	50,000		
	活動費小計	1,421,500	514,954	906,546		
	教育活動促進費	326,480	307,650	18,830	70円×4395口	
	雑費	60,000	53,900	6,100	入学式、卒業式舞台花等	
	積立金	100,000	100,000	0	記念事業積立金	
会費	0	300	-300	転校者PTA会費返金		
総合計	1,907,980	976,804	931,176			

*記念事業積立金は、別途通帳にて預金いたします。

「繰越金」 「収入高」 (利息含む) 「残高」

1,186,000円 + 100,000円 = 1,286,000円

*バザー収益金は、別途口座を設けて管理いたします。(本年度はバザーなし)

「残高」

118,721円

差引 「収入総額」 「支出総額」 「差引残高」

3,693,044円 - 976,804円 = 2,716,240円

*以上の通り報告いたします。差引残高 2,716,240円は、次年度へ繰り越しいたします。

令和4年度富田林市立藤沢台小学校PTA会計を金銭出納簿、預金通帳、その他関係諸帳簿の資料により監査しました結果、
 予算及び収支状況、現金の出納及び資金の管理は適切に行われているものと認めます。

令和6年4月9日

富田林市立藤沢台小学校PTA

会計監査 加藤 智子

会計監査 谷口 由紀子



令和6年度PTA事業計画(案)

活動目的

規約に基づく目的及び活動を指します。

本会は児童の健全な成長を図る為、保護者・教職員ならびに地域がともに手を結び、子供達にとって誇れる校区になるように、またすばらしい故郷となるようにPTAとして活動します。

組織名	活動内容など	
本部	<ul style="list-style-type: none"> ・校内におけるPTAの中核組織であり、すべての委員会を統括 ・校外におけるPTA活動、地域活動への参加と役職の兼務 	
学級委員会	1・2年生委員会 (低学年委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・校区内パトロールや安全対策の実施 ・交通安全や防災意識の啓蒙 ・学校と地域との連携、交流
	3・4年生委員会 (文化担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・給食試食会 ・すこネットふれあい祭り手伝い ・リサイクル活動
	5・6年生委員会 (高学年委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・校区内パトロールや安全対策の実施 ・交通安全や防災意識の啓蒙 ・リボン通り祭りビンゴ大会手伝い ・学校と地域との連携、交流 ・卒業関連

令和6年度

P T A会計予算（案）

富田林市立藤沢台小学校 P T A
(単位：円)

歳入	予算額	備考
会費	679,800	150円×(412名)×11ヶ月
雑収入	1,000	利息等
前年度繰越金	2,716,240	
合計	3,397,040	

歳出

歳出	項目	予算	備考	
活動費	会議費	0		
	事務費	10,000		
	事務機器費	10,000		
	芝生管理費	0		
	P T A保険費	60,000		
	分担金	連P分担金	15,600	12教室×1,200円+100円×12か月
		すこネット協力金	10,000	
	事業費	本部事業費	50,000	
		地区安全費	10,000	
		文化費	10,000	
		広報費	10,000	
		生活環境費	10,000	
		保健費	10,000	
		学級活動費	68,000	
	予備費	25,000		
活動費小計	298,600			
教育活動促進費	267,960	70円×児童数(384名)×11ヶ月		
雑費	60,000			
積立金	50,000			
総合計	676,560			
次年度繰越金	2,720,480			
計	3,397,040			

※款・項目の中で過不足が生じた場合は、流用することが出来る。

富田林市立藤沢台小学校PTA規約

第1章 名称及び所在地

- 第1条 本会は富田林市立藤沢台小学校PTAと称する。
- 第2条 本会の事務所を富田林市立藤沢台小学校内におく。
所在地 大阪府富田林市藤沢台2丁目3-1

第2章 目的及び活動

第3条 本会は保護者と教職員が協力して、家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的をとげるため次の活動をする。

- 1 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活指導や福祉の向上に協力する。
- 2 学校の教育的環境の整備につとめる。
- 3 会員が互いに教養を高め親睦をはかる。
- 4 その他、本会の目的をとげるために必要な活動をする。

第3章 会員

第5条 本会の会員は次のとおりである。

- 1 本校に在籍する児童の父母又は保護者
- 2 本校に勤務する教職員

第6条 本会の会員は会費を納めるものとする。ただし、事情により会費を免除することができる。

第4章 会計

第7条 本会の経費は、会費及びその他をもって支弁する。

第8条 会費は、本校に在籍する児童及び本校に在籍する教職員一人につき月額150円とする。

第9条 本会の会計は総会において議決された予算にもとづいて行われる。

第10条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 役員

第12条 本会に以下の役員をおく。

- | | | |
|--------|------|------------|
| 1 会長 | 1名 | 児童の父母又は保護者 |
| 2 副会長 | 2名 | 児童の父母又は保護者 |
| 3 書記 | 2名 | 児童の父母又は保護者 |
| 4 会計 | 2名 | 児童の父母又は保護者 |
| 5 学校役員 | 1名以上 | 教職員より選出 |

第13条 役員任期は1カ年とし、再任を妨げない。ただし、連続して再任する場合は2カ

年までとする。

第14条 役員はP T Aの他の委員を兼ねることができない。

第15条 役員の選出は次の方法で行う。

- 1 役員の候補者を決めるため推薦委員会を設ける。
- 2 役員は推薦委員会で候補者として推薦され、総会で多数決をもって選出される。
- 3 前項の候補者のほかに適当と認められる者がある場合は、役員を選出する総会で推薦することができる。ただし、その氏名をあらかじめ推薦委員会に通告しておかなければならない。

4 役員候補者の推薦はいずれの場合でも、被推薦者の同意を得なければならぬ。

5 役員に欠員が生じた場合には、実行委員会が補充する。ただしその任期は前任者の残任期間として、次期総会において承認を受けなければならぬ。

第16条 役員の任務は次のとおりである。

- 1 会長は本会を代表し会務を司り、総会・集会を招集し司会者を指名することができる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合はこれを代行する。
- 3 書記は会の庶務にあたり、総会・集会の議事ならびに本会の活動についての重要事項を記録する。
- 4 会計は本会は一切の会計事務を処理する。総会で会計監査を経て決算報告をする。

第6章 会計監査

第17条 会計監査委員は児童の父母または保護者2名とし、その選出方法・任期は役員の場合と同じとする。

第18条 会計監査委員は本会の経理を監督し、監査の結果を総会で報告する。

第7章 総会及び集會

第19条 総会は本会の最高議決機関で全会員をもって構成する。

第20条 総会は年1回以上開催し、開催に当たっては、日時・場所・議案を開催の5日前までに通知しなければならない。また各種委員会の集會は随時開催する。

第21条 次のことがらには必ず総会にはからなければならない。

- 1 役員の選出ならびに辞任の承諾
- 2 監査を得た決算の承認
- 3 事業計画ならびに予算の審議
- 4 規約の改正
- 5 その他重要事項

第21条 総会は全会員の5分の1以上の出席で成立し、議案は出席者の過半数の賛同で議決される。ただし欠席者の委任状は認める。

第22条 実行委員会が必要と認めた場合、又は全会員の5分の1以上の要求があった場合には臨時に総会を開催しなければならない。

第23条 やむを得ない事情で総会を集合開催しない時は、書面により開催することができる。

第8章 実行委員会

第24条 実行委員会は本会の役員・学年代表の学級委員・校長及び教頭によって構成する。

第25条 実行委員会の任務は次のとおりである。

- 1 各種委員会によって立案された事業計画の調整、審議
- 2 総会に提出する審議報告書の作成
- 3 特別委員会の設置
- 4 総会から委任された事務の処理
- 5 役員に欠員が生じた場合の補充
- 6 特別会計予算の執行
- 7 その他本会の活動についての事務処理

第26条 実行委員会は随時会長がこれを招集する。

第27条 実行委員会は実行委員の2分の1以上の出席で成立し、議案は出席者の過半数の賛同で議決される。

第28条の2 実行委員会は、Web会議アプリ等、映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を用いて開催することができる。

第9章 委員会

第29条 委員会には学級委員会・低中高学年委員会及び役員候補者推薦委員会がある。

第30条 学級委員会は、地区安全・リサイクル品及び生活環境等を担当とする。

第31条 学級委員会は、各学級総会において立候補・互選・紙上投票等により学級委員2名、補欠2名選出し、会長がこれを委嘱する。

第32条 削除

第33条 役員候補者推薦委員会は、役員及び学級委員並びに教職員の中から選出し、会長がこれを委嘱する。

第34条 役員候補者推薦委員会は、選挙管理委員会の業務を兼ねる。

第35条 委員会は2分の1以上の委員の出席で成立し、審議は出席者の過半数の賛同で議決される。議決事項はすべて実行委員会に報告し、必要ある時は審議を得なければならない。

第36条の2 委員会は、前条の規定に関わらず、委員全員の同意が得られた場合に限り、書面・E-mail・インスタントメッセージ等を用いて審議、議決することができる。

第37条 校長及び教頭は学校管理上ならびに教育上必要ある時は、すべての委員会に出席し、またはその他の手段により意見を述べることができる。

第10章 規約の改正

第38条 本規約は総会で出席者の3分の2以上の賛同がなければ改正できない。

第11章 個人情報取扱規則

第39条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報については「個人情報取扱規則」に定め、運用するものとする。

附則(昭和 56 年 7 月 14 日制定)

- 1 本規約は、昭和 56 年 7 月 14 日から実施する。

附則(昭和 61 年 5 月 6 日制定)

- 1 本規約は、昭和 61 年 5 月 6 日から実施する。

附則(平成 2 年 5 月 12 日制定)

- 1 本規約は、平成 2 年 5 月 12 日から実施する。

附則(平成 3 年 4 月 27 日制定)

- 1 本規約は、平成 3 年 4 月 27 日から実施する。

附則(平成 6 年 4 月 1 日制定)

- 1 本規約は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附則(平成 13 年 5 月 11 日制定)

- 1 本規約は、平成 13 年 5 月 11 日から実施する。

附則(平成 17 年 5 月 9 日制定)

- 1 本規約は、平成 17 年 5 月 9 日から実施する。

附則(平成 19 年 5 月 7 日制定)

- 1 本規約は、平成 19 年 5 月 7 日から実施する。

附則(平成 22 年 5 月 10 日制定)

- 1 本規約は、平成 22 年 5 月 10 日から実施する。

附則(平成 24 年 5 月 11 日制定)

- 1 本規約は、平成 24 年 5 月 11 日から実施する。

附則(平成 30 年 5 月 2 日制定)

- 1 本規約は、平成 30 年 5 月 2 日から実施する。

附則(平成 31 年 4 月 26 日制定)

- 1 本規約は、平成 31 年 4 月 26 日から実施する。

附則(令和 3 年 5 月 7 日制定)

- 1 本規約は、令和 3 年 5 月 7 日から実施する。

附則(令和4年5月6日制定)

- 1 本規約は、令和4年5月6日から実施する。

附則(令和6年5月2日制定)

- 1 本規約は、令和6年5月2日から実施する。

*会費が今年度から300円から150円に減額することに伴い、進級祝い品は今年度から廃止
いています。

富田林市立藤沢台小学校 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 富田林市立藤沢台小学校PTA（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下単に「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

(義務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者はPTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者はPTA役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、PTA活動のために利用する。

(利用目的による制限)

第7条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理及び保管)

第8条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第9条 個人情報は次にあげられる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示等)

第10条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第11条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合に
は、直ちに管理者に報告する。

(苦情の処理)

第12条 本会は個人情報の取扱いに関する苦情の適正かつ迅速な処理に努めなければならない。
(改正)

第13条 本会の「富田林市立藤沢台小学校PTA個人情報取扱規則」は役員会において改正す
る。

附則（平成30年5月2日制定）

本規約は平成30年5月2日より施行する。

藤沢台小学校PTA慶弔規約

《PTA会員》

- 第1条 会員及び学校職員の死亡の時は香儀料として、金5000円と楯一对をおくります。
① 学校代表・PTA代表が通夜に参列します。
② 学校代表・PTA代表が会葬します。

《児童》

- 第2条 児童死亡の時は香儀料として、金5000円と楯一对をおくります。
① 学校代表・PTA代表（役員）が通夜に参列します。
② 学校代表・PTA代表（役員）が会葬します。

《改正》

- 第11条 本規約は実行委員会の出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正できません。

《その他》

- 第12条 前各条に該当しない事項に関しては、会長が臨機に処置をします。
第13条 お返しは一切辞退します。

附則（昭和57年5月28日制定）

- 1 この規則は昭和57年5月28日より実施いたします。

附則（昭和61年5月6日一部改正）

- 1 この規則は昭和61年5月6日より実施いたします。

附則（平成元年3月4日一部改正）

- 1 この規則は平成元年3月4日より実施いたします。

附則（平成24年5月11日一部改正）

- 1 この規則は平成24年5月11日より実施いたします。

附則（令和6年5月2日一部改正）

- 1 この規則は令和6年5月2日より実施いたします。